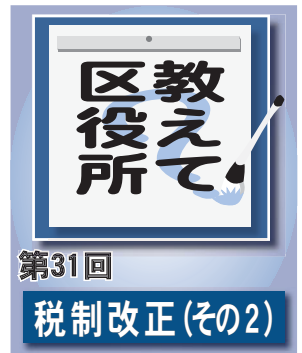


平成18年度の住民税計算例

※ で囲まれた部分は今回の税制改正により変更になったものです。

本人：年齢68歳、妻を扶養している(妻：年齢65歳、収入なし)	
公的年金等の収入金額(その他の収入なし)	2,758,000円
医療費の額(保険などの補てんなし)	98,800円
社会保険料支払額	100,000円
生命保険(一般)料支払額	120,000円
損害保険(短期)料支払額	6,000円

区 分		計算例(円)	補足説明		
所得金額	(公的年金等収入)	(2,758,000)	雑所得		
	雑所得	① 1,558,000	=公的年金等収入-120万円 ※広報さつぽろ1月号『清田区民のページ』7ページの上表参照。		
所得控除計算	医療費控除	② 20,900	(※) 1,558,000円×5%=77,900円		
	$\left[\begin{array}{l} \text{医療費の額} \\ (98,800円) \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{保険などで補てん} \\ \text{された額(0円)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{総所得金額等} \times 5\% \text{ (※)、または10万円} \\ \text{のいずれか少ない方の金額(77,900円)} \end{array} \right]$				
	社会保険料控除	③ 100,000	老年者控除(48万円)が廃止されています。		
	生命保険料控除	④ 35,000	※広報さつぽろ1月号『清田区民のページ』7ページの2段目参照。		
	損害保険料控除	⑤ 2,000			
	配偶者控除	⑥ 330,000			
	基礎控除	⑦ 330,000			
合計		⑧ 817,900	②から⑦までの合計		
課税所得金額(①-⑧)		⑨ 740,000	1,000円未満切り捨て		
税額計算	区 分		市民税	道民税	(税率)
	所得割額	課税所得額×税率	⑩ 22,200	14,800	市民税=3% 道民税=2%
		定額控除額	⑪ 1,600	1,200	⑩×7.5%(縮減されています)定率控除額の算出には100円未満の案分などが必要です。
		差引所得割額	⑫ 20,600	13,600	※広報さつぽろ1月号『清田区民のページ』7ページの下表参照。
		均等割額	⑬ 3,000	1,000	
		合計(⑫+⑬)	23,600	14,600	
市民税と道民税の合計		38,200			



先月号に引き続き、今月も税制改正について皆さんにご説明します。

住民税の計算方法はどのようにするのか?

左表の計算例をご覧ください。平成十七年中の年金受給金額は二百七十五万八千円なので、百二十万円を引いた金額、つまり百五十五万八千円が雑所得金額①になります。一方、所得控除額は医療費

控除②から基礎控除⑦までの合計なので、八十一万七千九百円⑧になります。そして、雑所得金額①から所得控除額⑧を引いた金額(千円未満切り捨て)を算出します。これが、課税所得金額⑨です。⑨と市民税と道民税の所得割額⑩が算出されます。

また、⑩から定額控除額⑪を引くと差引所得割額⑫となり、さらに均等割額⑬を加算しますと、平成十八年度の市民税と道民税の合計税額三万八千二百円が算出されます。

十万円未満でも医療費控除が可能な場合も...

総所得金額等が二百万円以下の方であれば、年間の支払医療費が十万円に満たなくても、医療費控除は可能です。上表の場合、支払金額は九万八千八百円ですが、総所得金額等の五%(七万七千九百円)を引くことになるので、医療費控除②二万九百円を控除することができます。

年齢が六十五歳以上で寡婦や寡夫の方は...

今まで六十五歳以上の方は寡婦・寡夫控除の対象にはなりませんでしたが、今回の改正で年齢六十五歳以上の方の控除(老年者控除)が廃止となったことから、寡婦や寡夫の要件を満たしていること、これらの控除が受けられることになりました。また、住民税のみの制度ですが、合計所得金額が百二十五万円以下の方には寡婦・寡夫の非課税措置が適用となります。

お問い合わせ先

《住民税について》
清田区役所課税課市民税係
☎ 889-2400(内線282~285)

《所得税について》
札幌南税務署
☎ 853-1011